

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる日は、
がと日には、
の翌日)

鳥取県告示第九百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◆告示 土地改良区の定款の変更の認可（三件）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）
町道の改築に関する工事の完了

告示

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県告示第九百二十三号

東鳴土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業東鳴地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年九月二十一日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百二十四号
東伯町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業上郷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十年九月二十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年九月二十一日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年九月二十一日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三一一 東鴨土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百二十五号
鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業上原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十年九月二十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年九月二十一日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十六号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事の一部を完了するので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工事区间	種工事類	工事の完了の日
桜子宮田線	日野郡日南町丸山字下モ川原一七七一一地先から同町霞字小田塙尻り一〇八一三地先まで	改築	昭和六十年九月二十日
五四七一一地先まで	日野郡日南町福塚字ランジ六九七一九地先から同町三吉字崎田		